一般財団法人神奈川県建築安全協会 適合証明業務料金規程

平成23年6月1日(改正) 平成24年9月6日(改正) 平成25年4月1日(改正) 平成 25 年 10 月 1 日 (改正) 平成26年6月1日(改正) 平成27年3月5日(改正) 平成28年4月1日(改正) 平成28年10月1日(改正) 平成29年3月1日(改正) 平成29年4月1日(改正) 平成 30 年 4 月 23 日(改正) 平成31年4月1日(改正) 令和3年1月1日(改正) 令和3年4月1日(改正) 令和3年9月1日(改正) 令和4年4月1日(改正) 令和4年10月1日(改正) 令和5年4月1日(改正) 令和5年7月1日(改正) 令和5年12月1日(改正) 令和6年4月1日(改正)

(趣旨)

第1条 この規程は「一般財団法人神奈川県建築安全協会適合証明業務規程」(以下「業務規程」という。) に 基づき、一般財団法人神奈川県建築安全協会(以下「協会」という。) が実施する適合証明業務に係る料金(以 下「料金」という。) について、必要な事項を定める。

(料金の区分)

第2条 申請者から徴収する料金は、業務の対象となる新築住宅と中古住宅に区分する。

(新築住宅:一戸建て等「フラット35・財形住宅融資等」の料金)

第3条 新築住宅:一戸建て等「フラット35・財形住宅融資等」に該当する料金は、「別表-1」に掲げる額とする。

(新築住宅: 共同建て「フラット35・財形住宅融資等」の料金)

第4条 新築住宅:共同建て「フラット35・財形住宅融資等」に該当する料金は、「別表-2」に掲げる額とする。

(中古住宅:一戸建て等「フラット35・財形住宅融資等」の料金)

第5条 中古住宅:一戸建て等「フラット35・財形住宅融資等」に該当する料金は、「別表-3」に掲げる額とする。

(中古住宅:マンション「フラット35・財形住宅融資等」の料金)

第6条 中古住宅:マンション「フラット35・財形住宅融資等」に該当する料金は、「別表-4」に掲げる額とする。

(中古住宅:一戸建て等「中古・リノベ」の料金)

第7条 中古住宅:一戸建て等「中古・リノベ」に該当する料金は、「別表-5」に掲げる額とする。

(中古住宅:マンション「中古・リノベ」の料金)

第8条 中古住宅:マンション「中古・リノベ」に該当する料金は、「別表-6」に掲げる額とする。

(「賃貸住宅リフォーム融資」の料金)

第9条 「賃貸住宅リフォーム融資」に該当する料金は、「別表-7」に掲げる額とする。

(変更申請料金)

第10条 変更申請を行う場合の料金は、「別表-8」に掲げる額とする。

(再検査料金)

第11条 中間現場検査又は竣工現場検査を実施した後に再度必要となった検査を行う場合の料金は、「別表ー9」に掲げる額とする。

(通知書等送付事務料金)

- 第12条 適合証明業務契約約款第9条に規定する通知書等を郵送する場合の事務料金は、申請1件につき「別表-10」に掲げる額とする。ただし、協会が認めた定期郵送による場合の事務料金は別に定める。
- 2 当該物件の確認検査業務に係る確認申請、中間検査申請又は完了申請と同時に、設計検査申請、中間検査 現場申請又は竣工現場検査申請を行った場合は、前項の規定を適用しない。

(再発行料金)

第13条 適合証明書等の再発行を行う場合の料金は、「別表-11」に掲げる額とする。

(申請関係書類の光学記憶媒体による交付料金)

- 第14条 電子申請において、申請関係書類の電磁的記録について、協会が作成した光学記憶媒体 (CD-R) により申請者に交付する場合の料金は、申請1件につき「別表-12」に掲げる額とする。
- 2 確認検査業務手数料規程第68条第1項の規定による確認申請関係書類等と同時に交付する場合は、前項の 規定を適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、当該料金を減免することができる。

(料金の減額)

第15条 適合証明業務が効率的に実施できる場合その他合理的理由がある場合は、理事長は、第3条から第9条までに定める料金の額を適切な範囲において減ずることができる。

(料金の加算)

- 第16条 確認検査業務手数料規程別表第10に掲げる区域で、次の各号に掲げる検査を実施する場合には「別表-13」の料金を加算する。
 - 一 第3条及び第4条に基づく新築住宅の中間現場検査及び竣工現場検査
 - 二 第5条から第9条に基づく中古住宅の検査
- 2 検査日の3日前(業務規程第4条第2項に定める休日を含めない)17時以降の検査の取消又は変更の料金は、申請1件につき「別表-14」に掲げる額を加算する。
- 3 協会が実施する確認検査業務に係る中間検査、又は完了検査と同時に、適合証明業務に係る中間検査、又は竣工現場検査を実施する場合には、前2項の規定を適用しない。
- 4 この規程に定めがない取り扱いの料金の加算については別途協議とする。

(料金の納入)

- 第17条 申請者は、設計検査、現場検査等の申請に際し、原則として、現金にて協会に料金を納入するものとする。ただし、銀行振り込みにより納入されたことが確認できる場合、又は申請者及び協会でその納入方法を別に定めた場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書により銀行振り込みとする場合の振込み手数料は、申請者の負担とする。

(料金の返還)

第18条 設計検査、現場検査等の申請に際し、協会が収納した料金は返還しない。ただし、協会の責任に帰すべき理由により、設計検査、現場検査等が実施できなかった場合は、この限りでない。

この規程は、平成23年6月1日から施行する。 この規程は、平成24年9月6日から施行する。 この規程は、平成25年4月1日から施行する。 この規程は、平成25年10月1日から施行する。 この規程は、平成26年6月1日から施行する。 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 この規程は、平成28年4月1日から施行する。 この規程は、平成28年10月1日から施行する。 この規程は、平成29年3月1日から施行する。 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 この規程は、平成30年5月1日から施行する。 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 この規程は、令和3年1月1日から施行する。 この規程は、令和3年4月1日から施行する。 この規程は、令和3年9月1日から施行する。 この規程は、令和4年4月1日から施行する。 この規程は、令和4年10月1日から施行する。 この規程は、令和5年4月1日から施行する。 この規程は、令和5年7月1日から施行する。 この規程は、令和5年12月1日から施行する。 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表-1 新築住宅:一戸建て等「フラット35・財形住宅融資等」の料金

基本料金(省エネ計算法による)

(消費税及び地方消費税を含む、単位:円)

	申 請 区 分		中間 現場検査	竣工 現場検査	竣工済特例 ※1		
1)	標準計算法 (外皮面積を算出する場合 (評価協会計算書※2 は除く))	34, 000		20, 000 (29, 000) ※ 3	71,000		
	標準計算法 (外皮面積を算出する場合 (評価協会計算書※2 に限る))	28 000					
2)	簡易計算法 (外皮面積を算出しない場合(モデル住宅法は除く))		8, 000 (18, 000) ※3		65, 000		
	仕様・計算併用法 ※4						
2)	仕様基準 ※5		01,000	01 000			58, 000
3)	モデル住宅法				56,000		

- ・連続建て、重ね建ての場合は上表の額に住戸数を乗じた手数料とする。
- ・建築物エネルギー消費性能基準利用の場合も、上表を適用する。
- ※1 設計検査及び中間現場検査の手続きを行っていない一戸建て等の住宅において、特例として竣工後に設 計検査及び竣工現場検査の申請を行う場合。
- ※2 評価協会計算書=一般財団法人住宅性能評価・表示協会が作成・公開している外皮計算書。
- ※3 建築確認又は住宅瑕疵担保責任保険の現場検査と同時検査実施でない場合は、() 内の手数料とする。
- ※4 断熱等級(仕様基準)+一次エネ等級(性能基準)又は、断熱等級(性能基準)+一次エネ等級(仕様基準)での申請の場合。
- ※5 断熱等級(仕様基準)+一次エネ等級(仕様基準)での申請の場合。

《加算額1》 別表-1 の基本料金に加算する額

(消費税及び地方消費税を含む、単位:円)

申請区分	設計検査	中間 現場検査	竣工 現場検査	竣工済特例 ※
他機関で建築確認を受ける住宅	3, 000	10,000	9,000	10,000

※ 設計検査及び中間現場検査の手続きを行っていない一戸建て等の住宅において、特例として竣工後に設計検 査及び竣工現場検査の申請を行う場合。

《加算額2》 Sの適用を受ける場合、別表-1の基本料金に加算する額(他制度を活用しない場合)

(消費税及び地方消費税を含む、単位:円)

	適用する性能	設計検査	中間 現場検査	竣工 現場検査	竣工済特例 ※1
	省エネルギー性 【SB : 断熱 5 以上又は一次エネ 6 】 【SA : 断熱 5 以上かつ一次エネ 6 】 【ZEH Oriented (他制度書類を活用しない場合) 】 【ZEH (他制度書類を活用しない場合) 】	1,000	1,000	1,000	2, 000
S	耐震性(SA·SB)	16, 000	6, 000	5, 000	_
	耐久性・可変性 (SB)	4, 000	2 000	5.000	10.000
	バリアフリー性 (SA・SB)		3, 000	5, 000	10,000

- ・連続建て、重ね建ての場合は上表の額に住戸数を乗じた手数料とする。
- ・上表は他制度証明証等を活用しない場合、基本手数料にそれぞれ加算する。
- ・当協会取得の他制度証明書等を活用する場合、上記の設計検査手数料については加算しない。(諸条件あり)
- ※ 設計検査及び中間現場検査の手続きを行っていない一戸建て等の住宅において、特例として竣工後に設計 検査及び竣工現場検査の申請を行う場合。

《他制度活用による料金》別表-1の基本料金1)に加算する額 (消費税及び地方消費税を含む、単位:円)

申請区分	設計検査	中間 現場検査	竣工 現場検査	竣工済特例 ※
他制度書類※2 を活用する場合 (当協会で取得の書類に限る※3)	-29, 000 ※ 4	_	_	-28, 000 % 4

- ・連続建て、重ね建ての場合は上表の額に住戸数を乗じた額とする。
- ※1 設計検査及び中間現場検査の手続きを行っていない一戸建て等の住宅において、特例として竣工後に設 計検査及び竣工現場検査の申請を行う場合。
- ※2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、低炭素建築物新築等計画認定通知書、BELS 評価書、長期優良住宅認定通知書等
- ※3 他機関で取得した書類を活用する場合は、上記手数料は適用しない。
- ※4 上表は、基本手数料は「一戸建て等の場合」の1)標準計算法」に適用する。
- 建設住宅性能評価等を活用する場合は、別途協議とする。

《積立者向け融資加算額》 積立者向け融資の適用を受ける場合、別表-1の基本料金に加算する額

別途協議

別表-2 新築住宅:共同建て「フラット35・財形住宅融資等」の料金

基本料金

(消費税及び地方消費税を含む、単位:円)

申請区分	設 計 検 査	竣工現場検査
当協会で建築確認を受ける住宅	20,000+5,000×N	23, 000+5, 000×N
他機関で建築確認を受ける住宅	23, 000+7, 500 × N	24, 000+7, 500 × N
認定書等を活用する場合 ※1 ※2	20,000+2,500×N	23, 000+5, 000 × N

N:適合証明の対象として申請される1棟の住戸数

- ※1 以下の書類でフラット35の断熱構造等の基準が確認できるもの、又はフラット35S(Aプラン又はBプラン、ZEH)の省エネルギー性の基準を満たすことが確認できるものとする。 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書、低炭素建築物新築等計画認定通知書、BELS評価書、長期優良住宅認定通知書及び長期使用構造等確認書、設計住宅性能評価書
- ※2 他機関で発行された認定書等を活用する場合は「他機関で建築確認を受ける住宅」の料金を適用する。
- ※ フラット35登録マンションは別途協議とする。

《S加算額》Sの適用を受ける場合、別表-2-1の基本料金に加算する額 (消費税及び地方消費税を含む、単位:円)

適用する性能	設 計 検 査	竣工現場検査
耐 震 性	10,000+3,000×N	4,000+1,000×N
免震建築物	$5,000+2,000\times N$	2,000+1,000×N
耐久性・可変性 ※1	4 000 ±1 000 ∨ N	4 000±1 000 × N
バリアフリー性	$4,000+1,000 \times N$	$4,000+1,000 \times N$

- N:適合証明の対象として申請される1棟の住戸数
- ※1 Aプランを除く。
- ※ 省エネルギー性の基準はS加算を行わない。
- ※ 維持保全型は(長期優良住宅、予備認定マンション)はS加算を行わない。
- ※ 当協会取得の他制度証明書等を活用する場合は、上記の設計検査手数料は加算しない。

《積立者向け融資加算額》 積立者向け融資の適用を受ける場合、別表-2-1の基本料金に加算する額

別途協議

《賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)加算額》

賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅)の適用を受ける場合、別表-2-1の基本料金に加算する額と し、優良住宅については別途協議

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

適用する性能	設計 検査	竣工現場検査
サービス付き高齢者向け住宅	$40,000+1,000\times N$	$40,000+1,000\times N$

N:適合証明の対象として申請される1棟の住戸数

別表-3 中古住宅:一戸建て等「フラット35・財形住宅融資等」の料金

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

	フラット35	財形住宅融資 リ・ユースプラス住宅	財形住宅融資 リ・ユース住宅
一般の住宅	50, 000	50,000	45, 000
耐震評価が必要な住宅※1	60, 000	60, 000	55, 000

- ※ SB省エネルギー性の適用を受ける場合を含む。
- ※ 再検査等で現場検査を2回以上行う場合は、1回につき15,000円加算する。
- ※1 建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明の場合は、新築表示登記日が昭和58年3月30日以前)の鉄骨造以外の住宅で設計図書等のある場合に限る。(鉄骨造や設計図書等のない場合の料金は、別途協議とする。)

《**S加算額》** Sの適用を受ける場合、別表-3の料金に加算する額

(消費税及び地方消費税 10%を含む、単位:円)

適用する性能	加算額	付帯条件:適用する性能が確認できる下記の図書等がある場合に限る。
耐 震 性	20,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書
免震建築物	7,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書
耐久性・可変性 ※1	5,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書
省エネルギー性 ※2	5,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書
バリアフリー性	5,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書
ZEH ※2	5,000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、BELS 評価書
維持保全型	5,000	長期優良住宅、安心R住宅、インスペクション実施住宅、 既存住宅売買瑕疵保険付保住宅

- ※1 SAを除く。
- ※2 付帯条件を満たさない場合、加算額は新築住宅の竣工済特例に準じる。

《積立者向け融資加算額》 積立者向け融資の適用を受ける場合、別表-3の料金に加算する額

別途協議

別表-4 中古住宅:マンション「フラット35・財形住宅融資等」の料金

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

申請区分	フラット35	財形住宅融資 リ・ユースプラス住宅	財形住宅融資 リ・ユース住宅
一般の住宅	45, 000	45, 000	50, 000
耐震評価が必要な住宅※1	60, 000	60,000	60,000

- ※ SB省エネルギー性(開口部断熱)の適用を受ける場合を含む。
- ※ 住棟単位の適合証明に係る料金については別途協議とする。
- ※ 再検査等で現場検査を2回以上行う場合は、1回につき15,000円加算する。
- ※1 建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明の場合は、新築表示登記日が昭和58年3月30日以前)の鉄骨造以外の住宅で設計図書等のある場合に限る。(鉄骨造や設計図書等のない場合の料金は、別途協議とする。)

《S加算額》 Sの適用を受ける場合、別表-4の料金に加算する額

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

適用する性能	加算額	付帯条件:適用する性能が確認できる下記の図書等がある場合に限る。
耐震性	30, 000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等
免震建築物	10, 000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等
耐久性・可変性※1	7, 000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等
バリアフリー性	7, 000	新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、設計図書等
維持保全型	別途協議	長期優良住宅、管理計画認定マンション

※1 SAを除く。

※ SA省エネルギー性及びΖΕΗは、別途協議とする。

《積立者向け融資加算額》 積立者向け融資の適用を受ける場合、別表-4の料金に加算する額

別途協議

別表-5 中古住宅:一戸建て等「中古・リノベ」の料金

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

		現況検査	リノベ工事計画検査・ 適合証明検査	合計
個人リフォーム	一般の住宅	47, 000	48,000	95, 000
通常申請※1	耐震評価が必要な住宅※3	47, 000	53, 000	100, 000
買取再販	一般の住宅	_	70, 000	70,000
一括申請※2	耐震評価が必要な住宅※3	_	75, 000	75, 000

- ※1 個人リフォーム通常申請は、個人が住宅を取得してリフォーム工事を実施する場合の申請。
- ※2 買取再販一括申請は、宅地建物取引業者が取得してリフォーム工事後に一括して検査を行う場合の申請。 ただし、買取再販の住宅で、事前確認検査を実施する場合は通常申請とする。
- ※3 建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明の場合は、新築表示登記日が昭和58年3月30日以前)の鉄骨造以外の住宅で設計図書等のある場合に限る。(鉄骨造や設計図書等のない場合の料金は、別途協議とする。)
- ※ 再検査等で現場検査を2回以上行う場合は、1回につき15,000円加算する。

《S加算額》

Sの適用を受ける場合、別表-5のリノベ工事計画検査・適合証明検査に係る料金に加算する額(※1) (消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

	適用する性能	加算額
	金利Bプラン	5,000
	耐震性	24, 000
人却 A プニン 。	省エネルギー性	42, 000
金利Aプラン ・ ・	バリアフリー性	9,000
	耐久性・可変性	8,000

^{※1} 長期優良住宅認定通知書、低炭素建築物新築等認定通知書又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定 通知書等を活用する場合を除く。

別表-6 中古住宅:マンション「中古・リノベ」の料金

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

		現況検査	リノベ工事計画検査・ 適合証明検査	合計
個人リフォーム	一般の住宅	38, 000	42,000	80,000
通常申請※1	耐震評価が必要な住宅※3	38, 000	52, 000	90,000
買取再販	一般の住宅	_	70,000	70,000
一括申請※2	耐震評価が必要な住宅※3	_	80,000	80,000

- ※1 個人リフォーム通常申請は、個人が住宅を取得してリフォーム工事を実施する場合の申請。
- ※2 買取再販一括申請は、宅地建物取引業者が取得してリフォーム工事後に一括して検査を行う場合の申請。 ただし、買取再販の住宅で、事前確認検査を実施する場合は通常申請とする。
- ※3 建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明の場合は、新築表示登記日が昭和58年3月30日以前)の鉄骨造以外の住宅で設計図書等のある場合に限る。(鉄骨造や設計図書等のない場合の料金は、別途協議とする。)
- ※ 再検査等で現場検査を2回以上行う場合は、1回につき15,000円加算する。

《S加算額》

Sの適用を受ける場合、別表-6のリノベ工事計画検査・適合証明検査に係る料金に加算する額(※1) (消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

	1 2 2 2 2 2 2 3 3 4 2 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3
適用する性能	加算額
金利Bプラン	5, 000
バリアフリー性(金利Aプラン)	10, 000

- ※1 長期優良住宅認定通知書、低炭素建築物新築等認定通知書又は建築物エネルギー消費性能向上計画認定 通知書等を活用する場合を除く。
- ※ 耐震性、省エネルギー性、耐久性・可変性は、別途協議とする。

別表-7「賃貸住宅リフォーム融資」の料金

融資区分			
住宅セーフティ ネット	耐震改修	省工ネ住宅	サービス付き 高齢者向け住宅
別途見積			

別表-8 変更申請料金

(消費税及び地方消費税を含む、単位:円)

申 請 区 分	手数料
設計変更申請(省エネ)※	10,000
設計変更申請(耐震)※	10,000
その他の変更申請	1,000

- ※ 同計算ルート内の変更で、かつ計算等を伴う変更に限る。計算方法の変更、区分外への変更は再申請とする。
- ※ 設計変更(省エネ又は耐震)と同時に(その他の変更)を提出する場合は、設計変更(1 件)に含めて提出できる。

ただし、省エネと耐震についてそれぞれ変更する場合は、設計変更申請(2件)として提出する。

※ Sを新たに追加する場合、S選択基準を追加する場合(1要件→2要件)、S選択基準を変更する場合等は、 取下げ、再申請となる(他制度活用による場合は除く)。

別表-9 新築住宅:再検査料金

(消費税及び地方消費税を含む、単位:円)

申請区分		手数料
現場再検査	フラット単独検査	15,000
	確認と同時再検査	10,000
写真等による	再検査	10,000

別表-10 通知書等送付事務料金

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

通知書等郵送事務料金(1申請あたり)	1, 100
--------------------	--------

※協会が認めた定期郵送による場合の事務料金は別に定める。

別表-11 再発行料金

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

書 式	料 金 額
設計検査に関する通知書	2, 000
中間現場検査に関する通知書	2, 000
竣工現場検査に関する通知書・適合証明書	3, 000
現況検査(物件売買時)に関する通知書	3, 000
中古住宅適合証明書	3, 000

別表-12 申請関係書類の光学記憶媒体による交付料金

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

光学記憶媒体による交付料金 1,100

別表-13 区域による検査料金の加算額

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

加管妬	区域A ※1	10,000 円
加算額	区域B ※2	1,000円

^{※1} 相模原市緑区、南足柄市、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町、愛甲郡清川村

別表-14 検査日の直前の変更料金

(消費税及び地方消費税10%を含む、単位:円)

検査日の3日前(休日を含めない)17 時以降の検	10,000
査の取消又は変更の料金	10, 000

^{※2} 相模原市 (緑区を除く)、小田原市、秦野市、伊勢原市、中郡大磯町、二宮町、足柄上郡中井町、 大井町、松田町、開成町、愛甲郡愛川町